

山口県耐震改修促進計画

平成 19 年 3 月
(平成 27 年 7 月変更)
山口県

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画の背景と目的

1. 計画の背景

平成7年1月17日に発生した阪神淡路大震災において、現行の建築基準法の構造基準（以下「現行基準」という。）を満足していない昭和56年5月以前に建築された建築物に倒壊などの被害が多く発生し、多数の死傷者が生じたことを契機として、これらの建築物を、現行基準と同等の耐震性能とすることを目的として、平成7年10月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「耐震改修促進法」という。）が制定された。

しかし近年、新潟県中越地震（平成16年10月）、福岡県西方沖地震（平成17年3月）及び岩手・宮城内陸地震（平成20年6月）など、大地震が頻発しており、特に東日本大震災（平成23年3月）は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により、一度の災害で戦後最大の人命が失われるなど、甚大な被害をもたらした。また、東日本大震災においては、津波による沿岸部の建築物の被害が圧倒的であったが、内陸市町村においても建築物に大きな被害が発生した。このように、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にある。

また、東海地震、東南海・南海地震等の大規模地震発生の切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものと想定されており、特に、南海トラフの海溝型巨大地震については、東日本大震災を上回る被害が想定されている。

このため、地震による死者数を半減させること等を目的に、建築物の地震に対する安全性の向上を一層促進するため、平成25年5月に耐震改修促進法が改正（平成25年11月施行）された。

2. 計画の目的

「山口県耐震改修促進計画」（以下「県計画」という。）は、地震による建築物の被害及びこれに起因する人命や財産の損失を未然に防止するため、昭和56年5月以前に建築された建築物の耐震診断や現行基準を満足していない建築物の耐震改修を総合的かつ計画的に進め、本県における建築物の耐震化を促進することを目的とする。

第2節 計画の位置づけ等

1. 計画の位置づけ

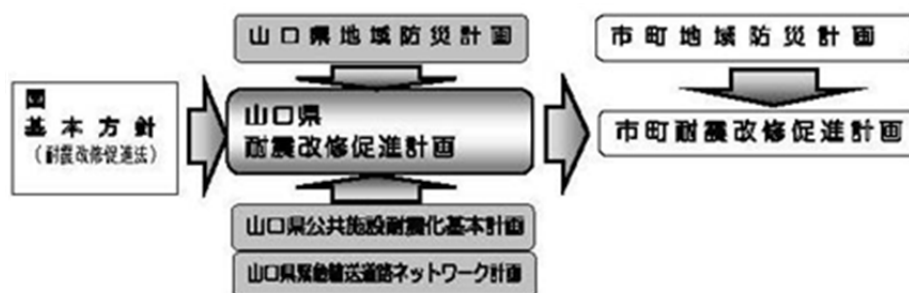
県計画は、国が策定した基本方針（平成18年1月25日付け国土交通省告示第184号）に基づき、県内の既存建築物の耐震診断・耐震改修に関する施策の方向性を示す計画であり、「山口県地域防災計画震災対策編（平成24年度）」（以下「山口県地域防災計画」という。）の関連計画となるものである。

なお、県計画は、「山口県公共施設耐震化基本計画（平成17年3月策定）」、「山口県緊急輸送道路ネットワーク（平成25年3月改定）」とも関連するもので

ある。

また、山口県下の市町の耐震改修促進計画は、県計画に基づき、定めることとされている。

図1－計画の位置づけのイメージ



2. 計画期間

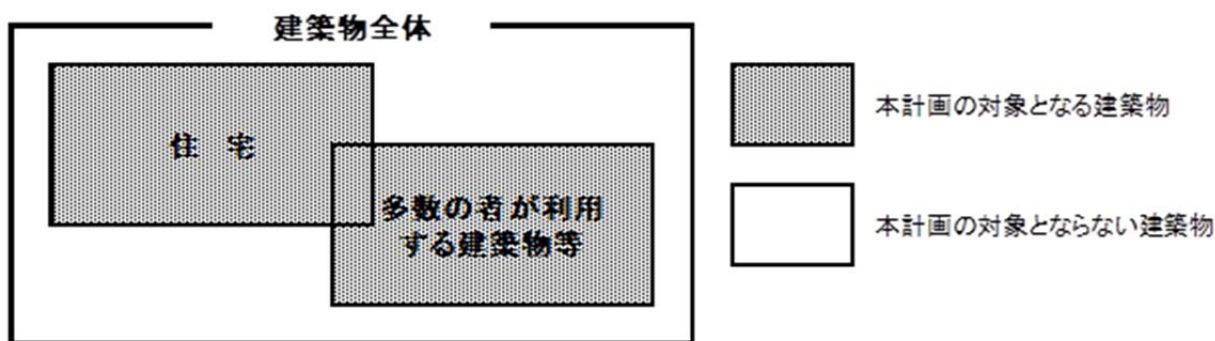
計画期間は、平成 18 (2006) 年度から平成 27 (2015) 年度までの 10 箇年とする。

なお、必要に応じて概ね 3 年ごとに見直しを行うものとする。

3. 耐震化の目標を設定する建築物について

耐震化の目標を設定する建築物は、住宅及び多数の者が利用する等の耐震改修促進法第 14 条第 1 項各号に掲げる規模、用途 注) の建築物 (以下「多数の者が利用する建築物等」という。) とする。

図2－対象建築物のイメージ



注) 多数の者が利用する建築物等

- ① 多数の者が利用する建築物で、その用途により 1～3 階以上かつ延床面積 500～1,000 m² 以上の建築物
- ② 一定量以上の危険物を貯蔵又は処理を行う建築物
- ③ 地震時において、都道府県耐震改修促進計画及び市町耐震改修促進計画に定められた道路を閉塞させるおそれのある建築物

第3節 想定される地震の規模、被害の状況等

山口県地域防災計画では、主要な断層による地震とその他の断層による地震の被害想定がされている。

1. 想定地震

(1) 主要な断層による地震

本県に被害をもたらす最も切迫性の高い地震として、今後30年以内に70%の確率で発生するとされている「東南海地震」、60%の確率で発生するとされている「南海地震」、40%の確率で発生するとされている「安芸灘～伊予灘の地震」のほか、活動間隔が数千年から数万年と非常に長いとされているものの、今後、いつどこで起きるかわからないことから、県内で確認されている主な活断層(大竹断層、菊川断層、大原湖断層系)と本県に大きな被害を及ぼす可能性のある中央構造線断層帯について被害想定を行った。

- ① 東南海・南海地震
- ② 安芸灘～伊予灘の地震
- ③ 大竹断層 (小方～小瀬断層)
- ④ 菊川断層
- ⑤ 大原湖断層系 (山口盆地北西縁断層)
- ⑥ 大原湖断層系 (宇部東部断層+下郷断層)
- ⑦ 中央構造線断層帯 (石鎚山脈北縁西部～伊予灘)

(2) その他の断層による地震

上記の地震による影響が小さい地域においても、防災対策上の備えを行う必要があることから、文献等に記載された活断層等から、各市町で地震動が最大となる断層を抽出し、その他の断層として被害想定を行った。

- ⑧ 渋木断層
- ⑨ 厚狭東方断層
- ⑩ 萩北断層
- ⑪ オヶ峠断層
- ⑫ 徳佐一地福断層
- ⑬ 防府沖海底断層
- ⑭ 佐波川断層
- ⑮ 大河内断層
- ⑯ 日積断層

2. 発生季節と発生時刻

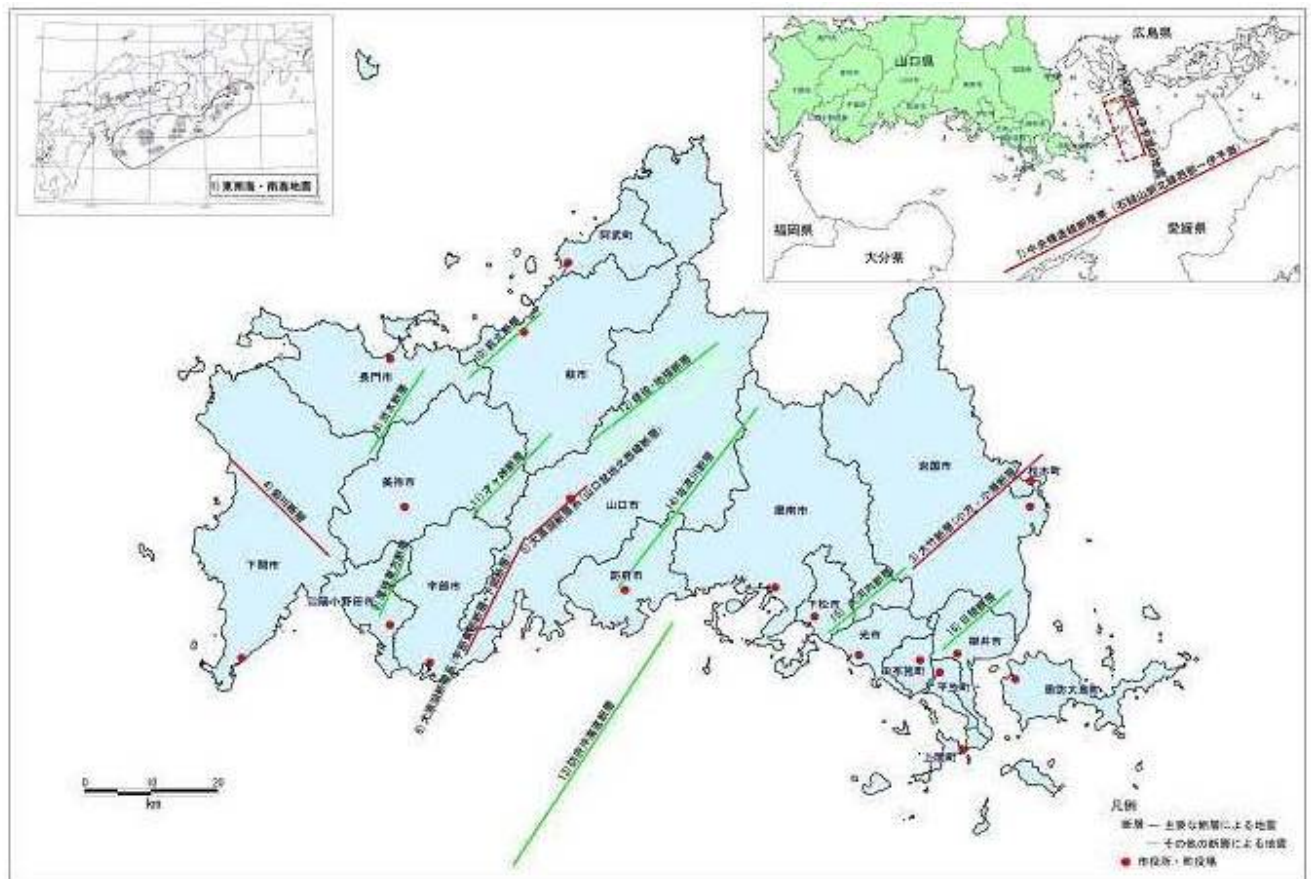
地震の発生する季節と時刻によって被害は大きく異なり、その様相は県民の生活行動を顕著に反映する。そこで、それぞれの季節と時刻において被害が甚大となる次の3ケースを想定した。

また、火災による建物被害や人的被害等は風速により異なるため、兵庫県南部地震発生時と同じ条件の風速3m/s、関東地震発生時と同じ条件の風速15m/sの2ケース

について被害想定を行った。

ケース	発災季節・時刻 [風速]	特 徴	対象人口
①	冬の早朝 5 時 風速 3m/s 風速 15m/s	阪神・淡路大震災と同じ時間帯で、多くの方が自宅で就寝中。建物倒壊、屋内収容物転倒等自宅での被災による人的被害が最大となるケース。	夜間人口
②	冬の昼 1 2 時 風速 3m/s 風速 15m/s	家事や暖房で最も火気の頻度が高く、火災発生率が高くなる季節・時間帯であり、火災による人的被害、物的被害が最大となるケース。 外出者が多く、市街地に買い物客や観光客が集まっている時間帯。帰宅困難者が最大となるケース。	昼間人口
③	冬の夕方 1 8 時 風速 3m/s 風速 15m/s	屋外人口も多く、ブロック塀等の倒壊による人的被害が最大となるケース。	(0.6 × 昼間人口) + (0.4 × 夜間人口)

図 3 < 想定地震位置図 >



3. 被害想定結果

想定地震（主要な断層による地震）による被害の概要は以下のとおりである。

被害量		地震動		建物被害			人的被害			
想定地震	地震規模	最大震度	震度6弱以上のエリア位置	全壊の主な原因（割合）	全壊棟数	半壊棟数	死者数が最大となる発災季節・時間	左記ケースの死者の主な原因（割合）	左記ケースの死者数	左記ケースの負傷者数
東南海・南海地震	M8.5	6弱	周防大島町、田布施町、平生町	液状化（75%）	850棟	5,268棟	冬の早朝5時	土砂災害（55%）	11人	112人
安芸灘～伊予灘の地震	M7.25	6弱	周防大島町、岩国市、柳井市	液状化（64%）	902棟	4,540棟	冬の早朝5時	土砂災害（71%）	31人	339人
大竹断層（小方～小瀬断層）	M7.2	7	和木町、光市、岩国市など9市町	揺れ（83%）	21,454棟	41,568棟	冬の早朝5時	建物倒壊（76%）	1,507人	4,789人
菊川断層	M7.0	7	下関市、山陽小野田市、美祢市など5市	揺れ（57%）	4,620棟	16,705棟	冬の早朝5時	建物倒壊（72%）	245人	2,076人
大原湖断層系（山口盆地北西縁断層）	M6.6	6強	山口市、宇部市、美祢市、萩市	揺れ（86%）	6,545棟	18,091棟	冬の昼12時	建物倒壊（65%）	506人	2,543人
大原湖断層系（宇部東部断層+下郷断層）	M7.0	7	宇部市、山口市、美祢市など6市	揺れ（85%）	15,303棟	42,305棟	冬の早朝5時	建物倒壊（84%）	1,000人	6,557人
中央構造線断層帯（石鎚山脈北縁西部～伊予灘）	M8.0	6強	上関町、周防大島町、平生町など10市町	液状化（52%）	2,470棟	12,116棟	冬の早朝5時	土砂災害（54%）	97人	922人

※ 「山口県地域防災計画」の被害想定結果から建物被害・人的被害の一部を抜粋

第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

第1節 耐震化の状況

1. 住宅

平成15年住宅・土地統計調査によると、山口県内の住宅総数は約655千戸あり、うち居住世帯がある住宅数は約570千戸である。

このうち、耐震化の対象となる昭和56年5月以前の耐震基準（旧耐震基準）で建設された住宅は、約279千戸（49%）で全国平均（39%）に比べて割合が高く、特に耐震化の対象となる住宅のうち、木造戸建て住宅は約206千戸（74%）でその大半を占める。

県内の耐震診断の実施状況に関する統計データがないため、全国の耐震化状況の率を基に、居住世帯がある住宅数に占める耐震性のある住宅の割合を示す耐震化率を推計すると約66%（376千戸）で、全国平均（約75%）を下回る水準となっている。

表-1 居住世帯がある住宅の推計 【計画策定時 注1）】

	戸数	うち耐震性有り	耐震化率
木造戸建て	352,900 戸	176,700 戸	約 50.0 %
共同住宅等 ^{注2)}	216,700 戸	199,400 戸	約 92.0 %
合 計	569,600 戸	376,100 戸	約 66.0 %

注1）計画策定時（平成19年3月）の数値は、住宅は、平成15年住宅・土地統計調査による、多数の者が利用する建築物等は、平成18年度山口県調査による。以下同じ。

注2）共同住宅等

木造及び防火木造戸建て住宅以外の戸建て住宅、共同住宅、長屋住宅

2. 多数の者が利用する建築物等

平成18年度山口県調査によると、多数の者が利用する建築物等（緊急輸送道路 注1）沿いにある道路を閉塞させる建築物は除く（以下同じ）は、県内に約6,700棟あり、そのうち耐震性があるとされる建物は約4,100棟で、耐震化率は約61%と全国平均（約75%）を下回っている。

昭和56年5月以前に建築された多数の者が利用する建築物等は、約3,200棟（約47%）であるが、そのうち、耐震性があるとされる建築物は、約650棟（約20%）である。

これは、平成25年5月改正前の耐震改修促進法の規定が、耐震診断と耐震改修のいずれについても努力義務規定で強制力がなかったことや耐震改修等には相当の費用を要することなどの理由から耐震化が進んでいないと想定される。

また、耐震診断を行った建築物は全体で約1,360棟（約42%）であるが、民間の建築物では、約270棟（約15%）にとどまっており、耐震診断が進んでいないために、耐震性が確認されていない建築物が多く存在している。

多数の者が利用する建築物等のうち、平成25年5月の改正により耐震診断が義務付けられた、耐震改修促進法附則第3条第1項各号に規定される要緊急安全確認大規模建築物は、県内では、平成26年12月末時点で、概ね150棟存在している。

注1）「山口県緊急輸送道路ネットワーク計画」における緊急輸送を確保するため必要な道路のうち、第一次緊急輸送道路をいう。

表－2 多数の者が利用する建築物等の耐震化の状況
(用途別) 【計画策定時】

建物用途	棟数	耐震性有		耐震化率 注2)
		昭和56年5月以前	昭和56年6月以降	
学校	1,237 棟	62 棟	498 棟	約 45 %
体育館	52 棟	1 棟	25 棟	約 50 %
病院	302 棟	2 棟	200 棟	約 66 %
劇場、集会所、展示場、博物館、 図書館等	87 棟	2 棟	40 棟	約 48 %
百貨店、マーケット等	163 棟	4 棟	90 棟	約 57 %
ホテル、旅館	249 棟	5 棟	134 棟	約 55 %
賃貸住宅、社宅、寮	2,193 棟	466 棟	1,148 棟	約 73 %
事務所	401 棟	17 棟	219 棟	約 58 %
老人ホーム、老人福祉センター、 身体障害者福祉ホーム等	383 棟	4 棟	331 棟	約 87 %
幼稚園、保育所	212 棟	10 棟	93 棟	約 48 %
工場	482 棟	19 棟	210 棟	約 47 %
庁舎	166 棟	16 棟	64 棟	約 48 %
危険物貯蔵所	619 棟	31 棟	341 棟	約 60 %
その他	153 棟	9 棟	91 棟	約 65 %
合計	6,699 棟	648 棟	3,484 棟	約 61 %

注2) 耐震化率：＝ $\frac{\text{(耐震性有 多数の者が利用する建築物等数)}}{\text{全ての多数の者が利用する建築物等数}}$

耐震性有：S56年6月以降の建築物及びS56年5月以前の建築物で耐震性が確認されたもの及び耐震改修済みの建築物数(棟単位)

耐震性無：S56年5月以前の建築物で耐震診断未診断及び耐震性がないと確認された建築物

表－3 多数の者が利用する建築物等の耐震化の状況
(所有者別) 【計画策定時】

	棟数	耐震性有	耐震化率
国	74 棟	61 棟	82.4%
県	802 棟	592 棟	73.8%
市・町	1,655 棟	921 棟	55.6%
民間	4,168 棟	2,558 棟	61.4%
計	6,699 棟	4,132 棟	61.7%

表－4 昭和 56 年 5 月以前に建築された多数の者が利用する建築物棟数【計画策定時】

所有者	棟数	耐震診断済	耐震性有		
			診断の結果耐震性有	耐震改修済	計
国	35 棟	26 棟	21 棟	1 棟	22 棟
県	442 棟	439 棟	191 棟	41 棟	232 棟
市・町	941 棟	620 棟	187 棟	20 棟	207 棟
民間	1,797 棟	274 棟	155 棟	32 棟	187 棟
計	3,215 棟	1,359 棟	554 棟	94 棟	648 棟

3. 緊急輸送道路沿道建築物

緊急輸送道路 注3) の沿道にあり、地震被災時に当該道路を閉塞する恐れのある建築物のうち、昭和 56 年 5 月以前に建築されたものは、約 150 棟（平成 26 年 10 月末時点）ある。

これらは、平成 17 年 11 月の耐震改修促進法の改正により、耐震診断及び耐震改修の努力義務が課されていたものの、相当の費用を要することから、耐震診断が進んでおらず、耐震性が確認されていない建築物が多く存在している。

注3) 緊急輸送道路

県計画における緊急輸送道路とは、地震による建築物の倒壊・閉塞によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げにならないように通行を確保すべき道路をいう。県では、耐震改修促進法第 5 条第 3 項第 3 号に基づき、「山口県緊急輸送道路ネットワーク計画(平成 25 年 3 月改定)」の第一次緊急輸送道路を指定する。

なお、平成 25 年 5 月の耐震改修促進法の改正により、緊急輸送道路沿道建築物の所有者に対して、所管行政庁による指導及び助言だけでなく、指示・公表も可能となった。

第 2 節 耐震改修等の目標の設定

国の基本方針では、平成 27 年度までに、住宅及び多数の者が利用する建築物等の耐震化率を、平成 20 年の約 79%を少なくとも 90%とすることを目標としている。

計画策定時の本県の耐震化率は、住宅で約 66%、多数の者が利用する建築物等で約 61%と全国平均の約 79%に比べ低い状況にあるが、県計画では、施策効果等を考慮し住宅は約 90%、多数の者が利用する建築物等は約 80%とすることを目標とする。

なお、耐震化の目標数値については、定期的に検証することとし、民間建築物については概ね 3 年ごと（除却届けや定期報告等を活用）に、県、市町有建築物については、国の調査 注1) に併せて毎年、住宅については「住宅・土地統計調査」に併せて 5 年毎に実態の把握を行うこととする。

多数の者が利用する建築物の耐震化率は、平成 24 年度末時点で、約 72%となっており、計画策定時の約 61%から約 11%伸びている状況である。

住宅の耐震化率については、平成 20 年度末時点で、約 70%となっており、計画策定時の約 66%から約 4%伸びている状況である。

注1) 建築物の耐震診断、改修の状況調査（国土交通省）

表－5 住宅及び多数の者が利用する建築物等の目標

		計画策定時	目標 (H27年度) ^{注2)}
住宅	総数	約 569,600 戸	約 561,300 戸
	うち耐震性 有	約 376,100 戸 (約66%)	約 505,500 戸 (約90%)
	うち耐震性 無	約 193,500 戸 (約34%)	約 55,800 戸 (約10%)
多数利用等建築物	総数	約 6,700 棟	約 7,400 棟
	うち耐震性 有	約 4,100 棟 (約61%)	約 5,900 棟 (約80%)
	うち耐震性 無	約 2,600 棟 (約39%)	約 1,500 棟 (約20%)

注2) 平成27年度の推計は、過去のトレンド等（滅失、建替）から推計によるものに、今後の施策効果等を加えたもの

1. 住宅

住宅の耐震化率について、過去における年代別住宅数の推移や耐震改修実績、施策効果等を踏まえ、計画策定時の耐震化率約66%を平成27年度までに、約90%とすることを目標とする。

この目標を達成するためには、計画策定時の居住世帯がある住宅数約570千戸のうち、耐震性がない住宅約194千戸を約56千戸まで減少させる必要がある。

これを実現するためには、建替えや住替えの促進を図るとともに、耐震改修については毎年の改修戸数を計画策定時の約15%増のペースにする必要がある。

2. 多数の者が利用する建築物等の目標

公共団体（国、県、市町）が所有する建築物は、各所有者が耐震化の目標を、国は約90%、県は100%、市町は約80%とすることとしている。

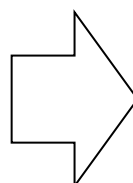
民間建築物については、平成27年度における耐震化率の推計は過去のトレンドより約71%となると推計されるが、これを、耐震改修等の実施数を計画策定時の1.5倍程度のペースにすることや、学校、病院等の災害時の拠点施設となる建築物の耐震化を重点的に促進することで、約5ポイント増の約76%を目標とする。

これにより、多数の者が利用する建築物等全体の耐震化率を平成27年度までに約80%とすることを目標とする。

多数の者が利用する建築物の所有者別の耐震化率は、平成24年度末時点で、国が約81%、県が約91%、市町が約68%、民間が約70%となっている。県、市町所有建築物のより一層の耐震化の促進が必要である。

表－6 多数の者が利用する建築物等の目標

所有者	計画策定時	H27年度目標 (耐震化率)
国	74 棟	約 90 %
うち耐震性 有	61 棟 (約82%)	
県	802 棟	100 %
うち耐震性 有	592 棟 (約73%)	
市町	1,655 棟	約 80 %
うち耐震性 有	921 棟 (約55%)	
民間	4,168 棟	約 76 %
うち耐震性 有	2,558 棟 (約61%)	
合計	6,699 棟	約 80 %
うち耐震性 有	4,132 棟 (約61%)	



3. 緊急輸送道路沿道建築物

昭和 56 年 5 月以前に建築された緊急輸送道路沿道建築物は、平成 17 年 11 月の耐震改修促進法の改正により、耐震診断及び耐震改修の努力義務が課されており、所管行政庁による指導及び助言が可能であったが、平成 25 年 5 月の改正により、新たに、所管行政庁による指示・公表も可能となった。

これらの建築物は、これまで耐震診断及び耐震改修の努力義務が課されていたものの、耐震改修等には相当の費用を要することから、耐震化が進んでいないのが現状であるため、耐震診断により耐震性の確認を行い、耐震改修等により耐震化を図ることを目標とする。

第 3 節 公共的な建築物の耐震化の目標

庁舎、学校、病院、公営住宅等は、地震などの災害が発生した場合には、防災拠点、避難場所、仮住居等として防災上重要な施設である。なお、防災上重要な施設には、ホテル・旅館、福祉施設等の民間建築物のうち、大規模な地震が発生した場合において、公共的にその利用が可能な建築物も想定される。

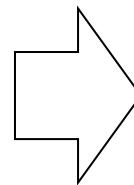
また、幼稚園、保育所、老人ホーム、福祉ホーム、障害者施設などは災害時に利用者自らが、避難することが容易ではない用途の建築物である。

このため、これらの公共的な用途の建築物で多数の者が利用する建築物等に該当する建築物の耐震化は、他の多数の者が利用する建築物等に比べ耐震化を促進する必要がある。

る建築物であることから、これらの公共的な建築物については、国の基本方針に定める目標値（約 90%）以上とし、各用途別に下表のとおりとする。

表－7 各用途別目標

施設名	計画策定時	目標値
1 学校(小学校、中学校等)	44 %	90 %
2 高等学校	39 %	95 %
3 病院	67 %	90 %
4 庁舎、公益上必要な建築物	47 %	90 %
5 公営住宅	86 %	95 %
6 幼稚園、保育所	48 %	90 %
7 老人ホーム、福祉ホーム、障害者施設	87 %	95 %



第3章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項

第1節 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針

県、市町、建築物所有者、建築関係技術者、住宅・建築関係団体、自主防災組織・自治会等（以下「自治会等」という。）は、以下に示す役割のもと、連携を図りながら、耐震診断及び耐震改修を進める。

1. 役割分担

(1) 県の役割

県は広域的な観点から、自ら又は関係市町及び関係団体と連携しながら以下の施策を行う。

- ① 耐震診断及び耐震改修を促進するための計画の策定
 - ・ 県計画の策定、見直し
- ② 耐震診断及び耐震改修等の実施
 - ・ 県有建築物について計画的かつ加速化した耐震改修等の実施
 - ・ 民間建築物の耐震診断・耐震改修等の促進
 - ・ 耐震改修促進法第7条第1号及び第2号の規定に基づく要安全確認計画記載建築物の指定及び耐震診断結果の報告期限の指定
 - ・ 耐震改修促進法第5条第3項第2号及び第3号の規定に基づく通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路の指定
 - ・ 要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物の耐震診断結果の公表
 - ・ 耐震改修促進法第14条の規定に基づく特定既存耐震不適格建築物に対する指導・助言・指示・公表
 - ・ 耐震改修促進法第17条第3項の規定に基づく計画の認定
 - ・ 耐震改修促進法第22条第2項の規定に基づく建築物の地震に対する安全

性に係る認定

- ・耐震改修促進法第 25 条第 2 項の規定に基づく区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定
- ③ 建替えの促進、耐震診断の普及による所有者等の意識向上
 - ・耐震診断・耐震改修に関するパンフレットの作成、配布
 - ・耐震診断・耐震改修に関する講習会等の実施
- ④ 技術者養成・把握
 - ・耐震診断等に係る技術者の養成・把握
 - ・耐震診断等に対する専門家の養成・把握
- ⑤ 所有者等に対する耐震性向上に関する情報提供等
 - ・耐震改修等相談会、耐震講習会等の実施
 - ・広域的な地震防災マップによる注意喚起
 - ・所有者等に対する普及啓発、情報提供
 - ・耐震相談窓口の設置・運営
- ⑥ 市町、住宅・建築関係団体との連携
 - ・市町、住宅・建築関係団体等との協議会の設置、市町間調整等
 - ・住宅・建築関係団体との連携による耐震診断・耐震改修に関する技術者の養成
 - ・市町、住宅・建築関係団体等への情報提供、技術的支援等

(2) 市町の役割

市町は住民の最も身近な立場から、地域の実情に応じた建築物の耐震化の促進のための施策を行うことが重要である。また、住民、自治会等が行う耐震診断・耐震改修を支援し、連携して以下のことを実施する。

- ① 耐震診断及び耐震改修を促進するための計画の策定
 - ・市町耐震改修促進計画の策定、見直し
 - ② 耐震改修等の実施、促進
 - ・市町有建築物について耐震診断・改修の具体的な計画を策定し、計画的な耐震化の促進
 - ・民間建築物の耐震診断・耐震改修の促進
 - ・特に耐震改修の必要な建築物の設定及び耐震改修等の誘導
 - ・耐震診断等に対する専門家の派遣や、各種補助事業の実施の他、税制補助のための証明等
 - ・耐震改修促進法第 7 条第 3 号の規定に基づく要安全確認計画記載建築物の指定及び耐震診断結果の報告期限の指定
 - ・耐震改修促進法第 6 条第 3 項第 1 号及び第 2 号の規定に基づく通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路の指定
- ※ 以下所管行政庁 注) のみ
- ・要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物の耐震診断結果の公表

- ・耐震改修促進法第 14 条の規定に基づく特定既存耐震不適格建築物に対する指導・助言・指示・公表
- ・耐震改修促進法第 17 条第 3 項の規定に基づく計画の認定
- ・耐震改修促進法第 22 条第 2 項の規定に基づく建築物の地震に対する安全性に係る認定
- ・耐震改修促進法第 25 条第 2 項の規定に基づく区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定
- ③ 所有者等に対する耐震性向上に関する情報提供等
 - ・耐震診断・耐震改修等相談窓口の設置・運営
 - ・所有者等に対する耐震性向上に関する情報提供等
 - ・自治会組織との連携による建築物の耐震性向上、家具の転倒対策、ブロック塀の転倒対策等の実施
 - ・地震ハザードマップの策定による注意喚起
- ④ 県、建築関係団体との連携
 - ・県、建築関係団体等との連携体制の構築

注) 所管行政庁

耐震改修促進法において建築物の耐震診断・耐震改修等の指示を行う行政庁。本県の場合、全ての建築物を指示対象とする行政庁は、山口県、下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市及び周南市。木造住宅等の小規模な建築物を指示対象とする行政庁は、岩国市、長門市及び山陽小野田市が該当。

(3) 建築物所有者等

建築物の耐震化は、所有者等自らの問題として取組むことが不可欠であり、所有者等は以下のことを実施する。

① 建築物の耐震化の促進等

- ・ 自らが所有・管理する建築物の耐震性を確認するための耐震診断の実施
- ・ 耐震診断の結果を踏まえた建替、耐震改修の実施

(4) 建築関係技術者

県、市町が実施する耐震改修等を促進するための施策への協力や、専門的知識を有する建築関係技術者として所有者への適切なアドバイス等、以下のことを実施する。

① 所有者等に対する普及啓発、情報提供

- ・ 所有者等に対する耐震性向上に関する適切な助言

② 耐震改修等の実施

- ・ 耐震改修等の業務の適切な実施

③ 技術の向上、研鑽

- ・ 耐震診断・耐震改修等の講習会等の受講、受講者名簿への登録
- ・ 耐震診断・耐震改修等に関する技術の向上、研鑽

(5) 住宅・建築関係団体

県、市町が実施する建築物の耐震化を促進するための施策への協力や、中立的な立場から建築物の所有者等への適切なアドバイスや、所有者、技術者及び行政等と連携し、以下のことを実施する。

① 所有者等に対する普及啓発、情報提供
・ 耐震改修等相談窓口の設置・運営
・ 耐震講習会等の実施
② 技術者の養成
・ 耐震診断・耐震改修等に関する技術者研修の実施等
③ 耐震診断業務の促進
・ 耐震診断を行う者に対する情報提供
・ 耐震診断アドバイザー派遣等
④ 県、市町との連携
・ 耐震診断・耐震改修の促進のための県、市町への協力

(6) 自主防災組織、自治会等

建築物の耐震化の促進については、地域自らの問題として自治会等は、以下のことを実施する。

① 普及啓発、情報提供
・ 建築物の耐震性向上のための自治活動等、家具の転倒対策、ブロック塀の転倒対策等の実施

2. 事業の実施方針

住宅・建築物の耐震化の促進のためには、まず、住宅・建築物の所有者等が自らの問題として取組むことが不可欠である。県は、こうした所有者等の取り組みを支援するという観点から、市町と連携して所有者等が耐震診断・耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度などにより住宅・建築物の耐震化を進めるものとする。

3. 地震時の建築物の総合的な安全対策の方針

平成17年の福岡県西方沖地震や宮城県沖地震などでみられるように、地震の発生により窓ガラスや天井といった建築物の2次部材の落下等による人身事故や、ブロック塀の倒壊、エレベーター内の閉じ込め等事故が起きている。地震による被害を防止するためには、建物本体の耐震化だけでなくこれらの2次部材等の耐震化も図る必要がある。

このため、建築基準法に基づく定期報告注1)対象建築物については、定期報告の提出時や防災査察等の機会をとらえて、現行基準に適合していないと考えられる建築物に対して、耐震改修等を行うように指導・助言するなどの措置を講じる。

なお、現在、定期報告対象建築物となっていない体育館等については、地震災害時に避難場所等になることが想定されることから、今後、定期報告の対象に追加するなどの措置を講じ、定期報告の提出時等の機会を捉えて耐震性向上のための指

導・助言を行うこととする。

注1) 定期報告

病院、劇場、映画館、店舗等の建築物のうち特定行政庁注2)が規則で指定する一定規模以上の建築物の所有者等は、一級建築士等の有資格者に建物の状況（損傷、腐食その他の劣化の状況の点検等）の調査をさせ、その結果を特定行政庁に報告する制度

注2) 特定行政庁

全ての建築物の建築確認・検査及び許可・承認業務等を行う行政庁で本県の場合、山口県、下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市及び周南市が該当。

第2節 耐震改修促進法に基づく耐震診断及び耐震改修の促進の概要

1. 要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物の指導等の実施

所管行政庁は、要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物の所有者に対して、所有する建築物が耐震診断の実施及び耐震診断の結果の報告義務の対象建築物となっている旨の十分な周知を行い、その確実な実施を図り、期限までに耐震診断の結果を報告しない所有者に対しては、個別の通知等を行うことにより、耐震診断結果の報告を促す。それでもなお報告しない場合にあつては、耐震改修促進法第8条第1項の規定に基づき、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、耐震診断の結果の報告を行うべきことを命ずるとともに、その旨をホームページ等により公表することとする。

2. 要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物の耐震診断結果の公表

要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物の耐震診断結果の公表は、ホームページ等により公表することとする。

なお、耐震診断の結果、耐震性がないと判定された建築物について、迅速に診断を実施し、その結果を報告した所有者が不利にならないよう、公表時期を設定する。

また、耐震性がないと公表された建築物について、公表後に耐震改修等により耐震性が確保された場合には、迅速に耐震改修等に取り組んだ所有者が不利にならないよう、公表内容を速やかに更新する。

公表に当たっては、このように、営業上の競争環境等にも十分に配慮することとする。

3. 耐震改修促進法第14条の規定に基づく特定既存耐震不適格建築物の指導等の実施

所管行政庁は、昭和56年5月以前に建築された特定既存耐震不適格建築物の所有者や管理者に対して、耐震診断等を行い耐震化の状況調査をするなどの指導をし、耐震診断の結果、耐震性が無い建築物については、その所有者や管理者に対して、耐震改修等の対策を行うよう指導することとする。

指導に当たっては、優先的に指示を行うべき建築物から順に立入調査等適切な指

導を行い、耐震化についての助言等を行うこととする。

また、その建築物の耐震化に係る計画等の報告を受け、進捗状況について管理し、関係する市町との連携により適切な指導を継続して行うこととする。

4. 耐震改修促進法第 15 条第 2 項の規定に基づく特定既存耐震不適格建築物の指示の実施

特定既存耐震不適格建築物について、①災害時の避難施設や防災上重要な建築物、②地震時にその入居者等が自力で避難することが困難な建築物、③不特定多数の者が利用する建築物、④危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の順に指示を行うこととする。

また、指導及び助言を行っても耐震診断・耐震改修が実施されない場合においては、その実施を促し、さらに協力が得られない場合には、具体的に実施すべき事項を明示した指示書の交付等を行うこととする。

5. 耐震改修促進法第 15 条第 3 項の規定に基づく特定既存耐震不適格建築物の公表

所管行政庁は、特定既存耐震不適格建築物について、指示を行ったにもかかわらず、その指示に従わずに、耐震診断・耐震改修が実施されない場合には、その旨をホームページ等により公表することとする。

第 3 節 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策の概要

平成 27 年度までの今後 10 年間で耐震化率を目標数値までに引き上げるためには、昭和 56 年 5 月以前に建築された耐震性が不十分な建築物の耐震改修や建替を促進させる必要がある。

昭和 56 年 5 月以前の建築物の中には、耐震性を有する建築物もあると想定されるものの、耐震診断を行っていないために、その実態が不明である。このため、耐震性の判断がされずに耐震改修や建替えが促進していないと推測される。

また、平成 18 年度に本県が実施したアンケート調査結果や、県計画案に係る意見募集では、建物所有者自らの資金で行うことは限界があり、耐震診断・耐震改修を行うための助成制度の創設が求められている。

このため、耐震診断及び耐震改修をより一層促進するために、県は市町と協力して、国の補助事業等を活用した助成制度により住宅・建築物の耐震化の促進を図る。

1. 県が実施する支援策

(1) 住宅に係る支援策

住宅は県民にとって生活の基盤であり、一番長い時間を過ごすことから、地震による被害を受ける機会も多くなるため、優先して耐震化を促進すべきである。

このことから、市町が建物所有者に対して耐震診断又は耐震改修に要する費用を助成する場合、県は市町が補助する費用の一部を助成することにより、一層の耐震化の促進を図る。

また、各市町における耐震診断員派遣方式を支援する。

◇ 民間建築物耐震改修等推進事業（住宅）

昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された一戸建ての木造住宅の耐震診断及び耐震改修に要する費用について、市町と協力して財政支援を行う。

(2) 多数利用建築物に係る支援策

学校、病院、幼稚園、社会福祉施設等の公共的な建築物については、第 2 章第 3 節において、国の基本方針に定める目標値（約 90%）以上の耐震化の目標を掲げていることから、市町が建物所有者に対して耐震診断に要する費用を助成する場合、県は市町の負担を軽減し、一層の耐震化の促進を図る。

◇ 民間建築物耐震改修等推進事業（多数利用建築物）

昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された民間が所有する学校（小、中、高等学校）、病院、幼稚園、保育所、社会福祉施設等の公共的な建築物の耐震診断に要する費用について、市町と協力して財政支援を行う。

また、要緊急安全確認大規模建築物のうち、避難弱者や不特定多数の者が利用し、被災時に避難所等に利用可能なものや要安全確認計画記載建築物のうち、地震発生時に利用を確保することが公益上必要な建築物の耐震診断及び耐震改修に要する費用について、市町と協力して財政支援を行う。

(3) 緊急輸送道路沿道建築物

緊急輸送道路の沿道にあり、地震被災時に当該道路を閉塞する恐れのある建築物の建物所有者に対して、市町が耐震診断及び耐震改修に要する費用について、市町と協力して財政支援を行う。

(4) 私立学校等に係る支援策

私立学校、幼稚園に対しては、耐震診断経費、耐震補強及び改築工事に係る費用に対して補助することにより、一層の耐震化の促進を図る。

◇ 私立学校耐震化促進事業

私立学校（幼稚園・中・高）が行う耐震診断及び耐震補強工事又は改築工事に要する経費の一部を補助する。

◇ 私立学校耐震化促進利子補給事業

私立学校（幼稚園・中・高）が耐震化工事を実施する際の借入金に係る利子償還金に対して、原則無利子となるよう補助する。

2. 市町が実施する支援策

市町は、国及び県の補助事業等を活用して、耐震診断又は耐震改修を行う者に対する助成制度等の実施により、住宅・建築物の耐震化の促進を図る。

第 4 節 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備

1. 消費者への情報提供

(1) 啓発用リーフレットや耐震改修事例集の活用

地震被害の状況や耐震診断問診票、安心できる住まい方の提案等を掲載したリーフレットや、リフォームにあわせた住宅の耐震改修の方法を紹介する事例集を、県内の各相談窓口を設置するとともに、ホームページ（以下「HP」と

いう。)等で紹介する。また、各種セミナー等においても活用することとする。

(2) 優良技術者の紹介

講習会の受講修了者を登載した「山口県木造住宅耐震診断・耐震改修技術者名簿」を、県内の相談窓口、HP等において閲覧ができるようにするなどし、優良な技術者の情報提供を行う。

(3) 優良事業者の紹介

建築関係団体と連携し、一定の要件を満たすリフォーム事業者の登録を行い、耐震診断・耐震改修等窓口やHPでの閲覧等により事業者情報の提供を行う。

県・市町有建築物の耐震診断の実績のある事業者について、HP等で公開する。

(4) 耐震性がある建築物の情報提供

耐震改修等の実施の有無の判断を容易にするため、定期報告対象建築物については、定期報告の提出書類として耐震改修の有無等の書類の提出を求め、その情報を一般に閲覧可能とする。

2. 相談窓口の設置

県（本庁及び出先機関）及び全ての市町において耐震診断・耐震改修等の相談を受けられる体制を充実する。また、相談を受ける県及び市町の職員のレベルアップのための研修会を開催する。

相談窓口の設置については、第4章－第2節に記載

3. 技術者育成

耐震診断を行う技術者や耐震改修工事を行う技術者向けの講習会を開催する。

第5節 地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事業の概要

1. 窓ガラスの落下防止対策

昭和53年6月に発生した宮城県沖地震における窓ガラスの落下による人身事故の発生を受け、窓ガラスの固定方法等の建築基準法関連告示が改正（注）された。

その後、平成17年3月に発生した福岡県西方沖地震において、繁華街にある既存不適格の商業施設の窓ガラスが落下したことにより、この問題が再認識された。

さらに、東日本大震災では、建物の外装材が剥離・落下する被害が多数確認されたことから、現行の基準に適合しない窓ガラスの落下防止と併せて、外壁の落下防止について、定期報告の提出時や防災査察、防災パトロール等の実施時に改修・改善等指導する。

注）建築基準法関連告示改正

昭和53年に屋外に面したはめころし窓のガラス施工の場合、硬化性シーリング材を使用しないような基準が改正された。

2. 大規模建築物における天井崩落対策

平成 14 年に発生した芸予地震により、学校の体育館の天井が崩落したことを受けて、天井の触れ止めの設置やクリアランスなどに関する基準（「大規模建築物の天井崩落対策について（技術基準）」（平成 15 年 10 月 15 日付け国住指発第 2402 号））が作成された。

その後、平成 17 年 8 月の宮城県沖地震において、技術基準に適合していない屋内プールの天井が崩落し、負傷者が出たことを受け、体育館などの大規模空間を有する建築物について国から再度技術基準への適合が求められた。

さらに、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災において、大規模空間を有する建築物の天井が脱落した事案が多数生じたことから、平成 25 年 7 月に、建築基準法施行令が改正され、天井の脱落防止措置の基準が定められたことに伴い、建築物の定期調査報告に係る調査方法が見直された。

このことから、基準に適合していない建築物については、耐震改修等の大規模な修繕や定期調査時を捉え、基準に適合するように既存建築物の所有者や管理者に対して必要な指導・助言を行うこととする。

3. 地震時におけるエレベーターの閉じ込め等防止対策

平成 17 年 7 月に発生した千葉県北西部を震源とする地震において、エレベーターの故障・損傷等や閉じ込め事故が発生したことを踏まえ、エレベーターの地震対策について早急に取り組む必要がある。

この地震では、人身危害の可能性のある故障・損傷も報告されているが、1998 年以降の「昇降機耐震設計・施工指針」注) によるエレベーターでの故障等は発生していなかったことが報告されている。

さらに、東日本大震災における被災状況に鑑み、平成 25 年 7 月には、建築基準法施行令が改正され、エレベーター、エスカレーター等の脱落防止措置の基準が定められた。

このため、この基準に適合しない既存エレベーターの所有者等に対して、基準と同等の耐震化を図る改修・改善等を行うよう啓発するとともに、閉じ込め事故防止のため地震時管制運転装置の設置も合わせて指導する。

また、東日本大震災では、住宅に設置されていた電気給湯器の転倒被害が多数発生したことから、建築設備の構造耐力上安全な構造方法を定める件（平成 12 年建設省告示第 1388 号）に基づき給湯設備の転倒防止の指導を行う。

注) 昇降機耐震設計・施工指針

建設省（現国土交通省）から委託を受けた（一財）日本建築センターに設置された「昇降機耐震設計・施工指針検討委員会」が昇降機の耐震設計・施工についての一般的な指針を定めたもの。

4. ブロック塀の倒壊対策

昭和53年6月に発生した宮城県沖地震において、ブロック塀の倒壊により死傷者が出たことなどによりブロック塀に関する基準が改正された。

ブロック塀は、住宅密集地等に設置される事例が多く、地震時に倒壊した場合、人的被害が発生する可能性があることから、その対策を講じる必要がある。

このため、自治会等の組織を通じ、ブロック塀の安全対策についての周知や、自治会等による危険マップの作成に対し、市町が協力を行うなど危害防止対策を講じる。

また、ブロック塀の代わりに生け垣等を設置するなど、地震時に倒壊しないような工法への転換をPRする。

第6節 地震発生時に利用を確保することが公益上必要な建築物に関する事項

耐震改修促進法第5条第3項第1号には、大規模な地震発生時に利用を確保することが公益上必要な建築物が規定されており、これらは、応急対策活動の拠点や避難所となるもの等である。

山口県では、下表に記載している建築物を耐震改修促進法第5条第3項第1号に基づく建築物として指定し、耐震化の促進を図る。

表－8 耐震改修促進法第5条第3項第1号に基づく建築物

所在地	建築物名称	耐震診断結果の報告期限
下関市	下関土木建築事務所豊田分室	平成30(2018)年度末
	下関農林事務所（総務課・企画振興室・農村整備部）	
	下関農林事務所（農業部・森林部）	
宇部市	宇部港ポートビル	
萩市	萩健康福祉センター	
	山口県漁業協同組合はぎ統括支店	
下松市	久保公民館	
柳井市	柳井健康福祉センター	
周南市	大河内公民館	
	徳山ポートビル	
	戸田公民館	
平生町	平生町中央公民館	

第7節 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項

耐震改修促進法第5条第3項第2号及び第3号並びに第6条第3項第1号及び第2号の規定に基づく道路は、地震による建築物の倒壊・閉塞によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げにならないように通行を確保すべき道路を定めることとなっている。

山口県では、平成9年3月に策定した「山口県緊急輸送道路ネットワーク計画」において、緊急輸送を確保するため必要な道路（緊急輸送道路）を定めている。緊急輸送道路は、地震直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために必要な道路であり、道路の耐震性が確保されているとともに、地震時にネットワークとして機能するものとして定められている。

県では、「山口県緊急輸送道路ネットワーク計画」の第一次緊急輸送道路を耐震改修促進法第5条第3項第3号に基づく道路として指定する。

第8節 特定優良賃貸住宅の空家の活用に関する事項

耐震改修促進法第17条第3項に規定する耐震改修の認定を受けた建築物に居住している者が、その工事の期間中に仮住居を探すことが困難な場合においては、知事、市長又は知事権限の移譲を受けた町長の承認を得て、3ヶ月以上空き家となっている特定優良賃貸住宅に入居することができることとする。

第9節 建築物の地震に対する安全性に係る認定に関する事項

県は、地震に対する安全性について判断できるように、耐震改修促進法第22条第2項の規定に基づく建築物の地震に対する安全性に係る認定を促進する。

また、公共建築物について、耐震改修促進法第22条第3項の規定に基づく表示を積極的に活用することを促進する。

第10節 区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定に関する事項

県は、円滑な耐震改修の実施を促進するため、耐震改修促進法第25条第2項の規定に基づく区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定を促進する。

第4章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項

第1節 地震防災マップの作成・公表

住宅・建築物の耐震化にあたり、建築物の所有者等の意識の向上を図るため、発生のおそれがある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地図（地震防災マップ）の作成が重要である。

地震防災マップは、地震による地盤の揺れやすさについて、各市町の市街地の状況や地形・地盤の状況を踏まえ、適切な区分とする必要がある。

また、地震による揺れやすさだけでなく、地域の状況に応じて、地盤の液状化や崩壊の危険性、市街地の火災の危険性、避難の困難さ等に関する項目についても地震防災マップに盛り込むことが重要である。

このように、地震防災マップは、地域の特性に応じた内容とし、より地域住民に分かりやすいものとする必要があることから、本県においては、各市町がそれぞれ作成することとして、県は広域的な観点からの調整や技術的な支援を行うこととする。

第2節 相談体制の整備及び情報提供の充実

耐震改修等など、住宅・建築物の耐震化について県民の相談に適切に対応するため、県では、県庁（建築指導課及び住宅課）及び各土木建築事務所（建築住宅課）の他に、きらめき住まいづくりセンターに耐震相談窓口を設置している。それぞれの担当（課、電話番号）は次のとおりである。

表-9 県の相談窓口の一覧

窓口名称・団体名	担当課	電話番号
山口県土木建築部建築指導課	指導班	083-933-3835
〃 住宅課	民間住宅支援班	083-933-3883
岩国土木建築事務所	建築住宅課	0827-29-1543
柳井土木建築事務所	同上	0820-22-0397
周南土木建築事務所	同上	0834-33-6475
防府土木建築事務所	同上	0835-22-3485
宇部土木建築事務所	同上	0836-21-7125
下関土木建築事務所	同上	0832-23-7101
長門土木建築事務所	同上	0837-22-2922
萩土木建築事務所	同上	0838-22-0043
きらめき住まいづくりセンター	—	083-932-6800

住民の最も身近な立場から、住宅・建築物の耐震化について市町民の相談に適切に対応するため、全ての市町において耐震診断・耐震改修等相談窓口を設置することとする。各市町の担当（課、電話番号）は次のとおりである。

表-10 各市町の相談窓口

市町名	窓口担当課	電話番号
下関市	建築指導課	083-231-1380
宇部市	建築指導課	0836-34-8434
山口市	開発指導課	083-934-2847
萩市	建築課	0838-25-3693
防府市	建築課	0835-25-2390
下松市	住宅建築課	0833-45-1851
岩国市	開発指導課	0827-29-5165
光市	建築住宅課	0833-72-1400
長門市	都市建設課	0837-23-1149
柳井市	土木建築課	0820-22-2111
美祢市	建設課	0837-52-1116
周南市	住宅政策課	0834-22-8334
山陽小野田市	建築住宅課	0836-82-1167
周防大島町	総務課	0820-74-1000
和木町	都市建設課	0827-52-2197
上関町	産業振興課	0820-62-0315
田布施町	建設課	0820-52-5808
平生町	建設課	0820-56-7118
阿武町	施設課	08388-2-3112

これらの相談窓口においては、耐震診断、耐震改修、助成制度、税制等についての相談及び情報提供などを行うこととする。

また、県民からの住宅・建築物の耐震化及び安全な住まい方に対する相談に適切に対応できる体制づくりのために、県は相談員を対象とした研修会を開催する。

第3節 パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催

耐震改修等を促進するため以下の事業を実施する。

1. 啓発用リーフレットや耐震改修事例集の活用

地震による被害の重大性や耐震診断を行うための問診票、安心できる住まい方の提案等を掲載したリーフレットや、効率的な耐震改修の提案として、リフォームにあわせた住宅耐震改修法を紹介する事例集を、県内の各相談窓口を設置するとともに、HP等で紹介する。また、各種セミナー等においても活用することとする。

2. 多数の者が利用する建築物等に対する普及・啓発

多数の者が利用する建築物等の耐震化を図るために、定期報告対象建築物については、定期的な調査に併せて、耐震診断、改修等を実施するよう促す。

第4節 リフォームにあわせた耐震改修の誘導

耐震改修を促進するためには、設備の更新や、バリアフリー化、リニューアル等のリフォームの機会を捉えることが効果的である。

このため、リフォームとあわせて耐震改修が行われるよう、HPやセミナー等を活用して、リフォームと耐震改修を一体的に行った場合のメリットや、その手法に関する情報提供を行う。

第5節 自主防災組織、自治会等との連携

地震対策の基本は、「自らの命は自ら守る」であるとともに、「自らの地域はみなで守る」ことであるので、自治会等单位で地震についての対策を講じることが重要である。

また、地域における住民間の連携や、日ごろからの地震に対する意識などの備えのためには、住民に最も身近な自治体である市町が、地域の自治会等と連携しての対策が必要である。

自治会との連携活動として、地震時の危険箇所の点検等を通じて、地震防災対策の啓発・普及を行ない、また、地域全体での耐震化の促進や危険なブロック塀の改修・撤去、家具の転倒防止等の取り組みを行うことが重要である。県としては、これらの活動への技術者の派遣等必要な支援を行う。

県：市町に対する支援、技術的支援や耐震化に対する情報提供等

市町：自治会等に対する支援、自治会等と協働による地域の点検、地域毎での普及啓発活動等

自治会等：住民同士の連携の強化、回覧板や掲示板等による情報の提供、防災訓練の実施等

第5章 建築基準法による勧告又は命令等についての所管行政庁との連携に関する事項

所管行政庁は、耐震改修促進法第12条第3項（附則第3条第3項において準用する場合を含む。）又は第15条第3項の規定に基づく公表を行ったにもかかわらず、建築物の所有者が耐震改修等を行わない場合、次の措置を行う。

- ① 構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物については、速やかに建築基準法第10条第3項による命令
- ② 損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第1項の勧告や同条第2項の命令

第6章 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

第1節 市町が定める耐震改修促進計画に関する事項

（注）本節の語尾等の表現について

本節に記述されている各事項間には当該事項によるべきとする考え方に差異があることから、次のような考え方で記述している。

①～べきである。～べきでない。

法令、制度の趣旨等から記述された事項による運用が強く要請されると県が考えているもの。

②～ことが望ましい。～ことは望ましくない。

制度の趣旨等から、記述された事項による運用が想定されていると県が考えているもの。

③～ことが（も）考えられる。

記述された事項による運用を県が例示的に示したものの。

耐震改修促進法では、市町における耐震改修促進計画の規定は設けられているものの、その策定は努力義務となっている。しかし、県計画を勘案し、また、国の住宅・建築物耐震改修等事業を活用するために全ての市町において、各市町の耐震改修促進計画の策定することが必要である。

1. 市町耐震改修促進計画の基本的な考え方

国の基本方針や県計画の内容を勘案しつつ、地域の状況を踏まえ、詳細な地震防災マップの作成、優先的に耐震化に着手すべき建築物や重点的に耐震化すべき区域の設定、地域住民等との連携による啓発活動等について検討し、市町耐震改修促進計画に記載することが望ましい。

2. 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

国の基本方針及び県計画の目標を踏まえ、各市町において想定される地震の規模、被害の状況、建築物の耐震化の現状等を勘案して目標を設定することが望ましい。目標の設定については、可能な限り、住宅、学校、病院等建築物（民間の学校、病院等を含む。）の用途ごとに目標を設定する。

また、定めた目標については、必要に応じて見直しを行うこととし、その旨を耐震改修促進計画に記載することが望ましい。

目標の設定に当たっては、防災部局、衛生部局、道路部局、教育委員会等の関係部局と十分に連携を図る必要がある。

3. 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

建築物の所有者等と市町との役割分担の考え方、実施する事業の方針等基本的な取り組み方針について定めることが望ましい。

また、具体的な支援策（耐震診断及び耐震改修に係る助成制度等）の方針に加え、安心して耐震改修等を行うことができるようにするための環境整備（相談窓口の設置、事業者情報等の情報提供の充実）の方針、地震時の総合的な安全対策（ブロック塀の倒壊防止対策、窓ガラス等の落下防止対策等）に関する方針等を記載することが望ましい。実施するよう努めるとともに、指導に従わない者に対しては必要に応じ、指示を行い、その指示に従わなかったときは、公表することを検討する。

こうした指導等を今後どのように実施していくかについては、これまでの耐震改修に対する取組み、地域における建築ストックの状況、想定される被害の状況等により、その方針は所管行政庁ごとに異なるものと考えられる。さらに、指示、公表や建築基準法による勧告、命令等を行うに当たっては、明確な根拠が必要とされことから、市町耐震改修促進計画に記載することが望ましい。

4. 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

建築物の所有者等の意識啓発を図るため、発生のおそれがある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地図（地震防災マップ）の作成について記載することが望ましい。

地震防災マップは、地震による地盤の揺れやすさについて、個々の建築物の所在地が認識可能となる程度に詳細なものとすることが望ましい。なお、作成にあたっては各市町の市街地の状況や地形・地盤の状況を踏まえ、適切な区分となるようにすることが考えられる。

また、地震による揺れやすさだけでなく、地域の状況に応じて、地盤の液状化や崩壊の危険性、市街地の火災の危険性、避難の困難さ等に関する地震防災マップの作成についても取り組むことも考えられる。

所有者等からの相談体制の整備（相談窓口の設置など）、情報提供（耐震改修工法、費用、事業者情報、標準契約書、助成制度の概要、税制等）に関する事業等について記載することが望ましい。

耐震診断及び耐震改修に関する事業の促進に資するためのパンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催、耐震改修事例集の作成等の事業、市町が行う広報活動（住宅月間、建築防災週間、防災週間等の期間における集中的な実施）、家具等の転倒防止対策等について、関係団体との協力・連携方策も含めて記載することが望ましい。

例えば、パンフレットの作成については、単に作成することを記載するのではなく、作成したパンフレットを全戸に配布して耐震診断の実施を促す等、具体的に取り組む事業を記載することが考えられる。

また、住宅設備のリフォーム、バリアフリー化等の機会を捉えて耐震改修の実施を促すことが重要であり効果的であると考えられる。あわせて工事を行うことにより費用面でのメリットもある。このため、リフォームとあわせて耐震改修が行われるよう、リフォーム事業者等との連携策等について記載することも考えられる。例えば、耐震改修を促進するための地域の協議会にリフォーム事業者の参画を求めること、リフォームと耐震改修を一体的に行った場合のメリットに関する情報提供を行うことなどが考えられる。

地域における地震時の危険箇所の点検等を通じて、地震防災対策の啓発・普及を行うことが効果的であり、地域全体での耐震化の促進や危険なブロック塀の改修・撤去等の取り組みを行うことが考えられる。市町耐震改修促進計画では、県との役割分担も含め、自治会等やNPO等との連携策や取組支援策についても記載することが考えられる。

5. 建築基準法による勧告又は命令等の実施（所管行政庁のみ）

所管行政庁は、耐震性が不十分又は不十分と想定される昭和56年5月以前に建築された全ての多数の者が利用する建築物等の所有者・管理者に対して耐震改修促進法に規定する基づく指導・助言を実施するよう努めるとともに、指導に従わない者に対しては必要に応じ、指示を行い、その指示に従わなかったときは、公表することを検討する。

こうした指導等を今後どのように実施していくかについては、これまでの耐震改修に対する取組み、地域における建築ストックの状況、想定される被害の状況等により、その方針は所管行政庁ごとに異なるものと考えられる。さらに、指示、公表や建築基準法による勧告、命令等を行うに当たっては、明確な根拠が必要とされことから、市町耐震改修促進計画に記載することが望ましい。

6. その他耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

関係団体、地域住民等との連携を図り、円滑かつ適切な耐震診断・改修が行われるようにする観点から、協議会の設置及び協議会が行う事業の概要等について記載することが考えられる。

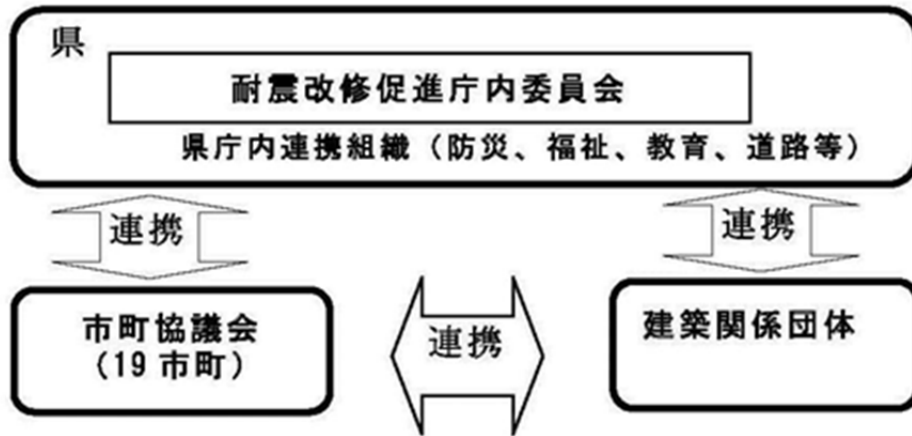
第2節 関係団体等による協議会の設置、協議会による事業の概要

県と市町とが連携して建築物の耐震化の促進に取り組むために、「山口県耐震改修促進市町協議会」を設置し、県内の建築物の耐震診断・耐震改修の促進に関する情報交換、推進に係る検討、施策の研究等を行っている。

また、県庁内においては、「山口県耐震改修促進庁内委員会」を設置し、建築物の耐震診断・耐震改修の促進に関して連携を図っている。

併せて、（一社）山口県建築士会、（一社）山口県建築設計事務所協会をはじめ県内の住宅・建築関係団体に対して、耐震診断・耐震改修等の促進に引き続き協力いただくよう要請をし、連携を強化する。

図4－関係団体等による連携のイメージ



第3節 その他

1. 地震保険の加入促進

本県では、地震保険の世帯加入率は20.5%と全国平均よりも6.6%下回り、全国順位32位（損害保険協会調査（2012年度末））となっている。地震が発生した場合には、倒壊した家屋を持つ被災者は多くの負債を抱えることになる場合が多く、自らの財産を保護するためには、地震保険への加入も有効な手段と考えられることから、県・市町などは、広報などにより地震保険の加入の促進に努めることとする。

2. 被災建築物応急危険度判定等の実施

地震により建築物及び宅地等が被害を受け、被災建築物等の危険度判定が必要な場合は、市町は県との連携により判定実施本部等を設置し、必要な措置を講じる。

また、災害救助法に規定する応急仮設住宅の建設が必要な場合には迅速に仮設住宅の建設を行うとともに、公営住宅等の公的賃貸住宅の空家住居の提供等を行うこととする。

さらに、被災した住宅・建築物についての相談業務等、地震被災時においても、適切な対応を行う。

なお、県は被災建築物応急危険度判定士の技術力向上に係る訓練等の実施により、被災時の迅速かつ的確な判定活動の実施の促進を図る。

3. その他

その他必要な事項は別途定める。

附 則

この計画は、計画期間満了後も新たな計画を定めるまでの間は、なおその効力を有する。